

## 千代田庁舎環境衛生管理業務委託仕様書

この委託業務は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「ビル管理法」という。）及び水道法（昭和32年法律第177号）その他関係法令に基づき、適正な方法により行うものとする。

1 委託業務名 千代田庁舎環境衛生管理業務委託

2 委託場所 かすみがうら市上土田地内  
(かすみがうら市千代田庁舎)

3 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 4 委託内容

#### (1) 建築物環境衛生管理技術者の選任

建築物環境衛生管理技術者の資格を有する者を委託期間選任し、千代田庁舎の維持管理が環境衛生上適正に行われるよう監督すること。

#### (2) 空気環境測定

回数：2か月に1回以上

測定ポイント：10ポイント

(具体的な測定ポイントについては、施設管理担当者と協議し決定すること)

実施時期：5月、7月、9月、11月、1月、3月

測定方法：ビル管理法施行規則第3条の2の規定による

#### (3) ねずみ・衛生害虫防除

回数：6か月以内ごとに1回

対象面積：4, 333m<sup>2</sup> (本館、防災センター及び増築棟全フロア)

実施時期：6月、12月

※使用する殺虫・殺鼠剤は、法令上認められるものを用いるものとする。

#### (4) 受水槽清掃消毒作業

回数：年1回以上

設備の概要：SUS製(2槽) 18m<sup>3</sup>×1基

FRP製(1槽) 5m<sup>3</sup>×1基

実施時期：12月

ア 受水槽の清掃作業について

- ・2槽式受水槽の清掃を行う際は、断水しないよう1槽ずつ作業を行うこと。
- ・洗浄に用いた水は、槽内から完全に除去するとともに、受水槽周辺の清掃を行うこと。
- ・清掃作業終了後、水道引込管内等の停滞水や管内のもらい鉛等が受水槽内に流入しないようにすること。

イ 受水槽の消毒作業について

- ・受水槽の清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上受水槽内の消毒を行い、消毒後は30分以上時間をおくこと。
- ・消毒終了後は、消毒に用いた塩素剤を完全に排除するとともに、受水槽内に立ち入らないこと。

ウ 受水槽の水張り作業について

- ・消毒作業が終了した後、洗浄し、洗浄水を排水した後、受水槽内への水張りを行うこと。
- ・受水槽の水張り終了後、給水栓及び受水槽における水について、水質検査及び残留塩素の測定を行うこと。

(5) 水質検査

回数：6か月ごとに1回（16項目）

1年ごとに1回（12項目）

実施時期：16項目 6月、12月

12項目 6月

5 提出書類

- (1) 受託者は、現場責任者及び業務に必要な資格を有することを証する書類の写し、年間計画書を契約後速やかに提出すること。
- (2) 当該作業の都度、報告書及び作業写真を提出すること。
- (3) 全ての役務完了後、業務完了通知書を提出すること。

6 その他

この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、協議のうえ定めるものとする。